東京医科歯科大学正常解剖の解剖体の取扱いに関する規則実施細則

（平成１６年　４月　１日制　　定）

第１条　この細則は、東京医科歯科大学正常解剖の解剖体の取扱いに関する規則（平成１６年規則第　１９８号。以下「規則」という。）第１３条の規定に基づき、正常解剖の解剖体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　遺族又は関係者から死体提供の通知を受けたときは、解剖学教室（解剖学系の各教育研究分野をいう。以下同じ。）は、速やかに当該死体を引き取るものとする。

第３条　火葬に関する業務は、解剖学教室が行うものとする。

第４条　遺骨の返還は、原則として毎年１回遺骨返還式をもって行うものとする。

２　遺骨返還式で返還できない遺骨については、解剖学教室が遺族への返還又は本学納骨堂への埋蔵を行うものとする。

３　第１項の遺骨返還式に関する庶務は、医学部事務部又は歯学部事務部において行うものとする。

４　第２項の本学納骨堂への埋蔵は、毎年１回行うものとする。

第５条　規則第９条に定める解剖体追悼式は、原則として、正常解剖にあっては前年の９月１日から当該年の８月３１日の間に火葬を終了したものを対象とし、病理解剖及び法医解剖にあっては同期間内に解剖に附されたものを対象とする。

２　解剖体追悼式に関する庶務は、医学部事務部及び歯学部事務部において行うものとする。

第６条　文部科学大臣の感謝状の申請及び伝達に関する庶務は、医学部事務部及び歯学部事務部において行うものとする。

２ 前項の伝達は、毎年１回感謝状贈呈式をもって行うものとする。

第７条　規則第１１条に規定する正常解剖業務運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について協議する。

(1) 正常解剖の解剖体の業務の運営に関する基本的事項

(2) 正常解剖の解剖体の取扱いに関する必要な規則の制定及び改廃に関する事項

(3) その他必要な事項

２　協議会は、次の委員をもって組織する。

(1) 医学系解剖学教室教授　１名

(2) 歯学系解剖学教室教授　１名

(3) 総務部総務秘書課長
(4) 財務部財務経理課長
(5) 医学部事務長
(6) 歯学部事務長

第８条　協議会に議長を置く。
２　議長は、委員の互選によって定める。
３　議長は、協議会を招集し、その議長となる。
４　議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が議長となる。
５　協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。
６　協議会の庶務は、医学部事務部において処理する。

第９条　献体に関する案内は、解剖学教室において行うものとする。

附　則
この細則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月３０日制定）
この細則は、平成２１年４月１日から施行する
附　則（平成２３年４月１５日制定）
この細則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２３年８月１８日制定）
この細則は、平成２３年８月１８日から施行する。
附　則（平成２４年１１月６日制定）
この細則は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。
附　則（平成２９月１日２６日制定）
この細則は、平成２９月１日２６日から施行し、平成２９年１月１日から適用する。
附　則（平成２９年７月３１日制定）
この細則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年７月１９日制定）
この細則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年７月１９日制定）
この細則は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（令和６年２月２８日制定）
この細則は、令和６年４月１日から施行する。